

貸与月額変更願(届)についての注意事項

○提出期限について: **月額変更希望月の2カ月前の20日まで** (※年度末を除く)

例: 10月1日からの増額を希望する場合→8月20日が提出期限

※年度末の提出期限について:

・令和2年3月満期終了予定者の場合→令和1年12月15日まで

・上記以外の奨学生の場合→令2年1月12日まで

○第一種奨学金【通学形態の変更: 自宅外→自宅】に伴う【減額】の場合は、提出期限に関わらず直ちに提出が必要となるので注意すること。

○新規採用者が貸与額の変更を希望する場合は、返還誓約書を不備なく提出している必要があるため、返還誓約書の受付結果発表以降に提出が可能。

例: 在学採用(7月採用)の場合→9月以降(※返還誓約書の受付結果発表以降)

○年度当初に貸与額の変更を希望する場合、奨学金が「継続」となったことを確認した後(4月上旬の「適格認定」結果発表以降)から提出が可能。

○増額を希望する場合の増額始期は、変更願(届)の提出月以降を記入すること。

○減額を希望する場合の減額始期は、年度内での清算が可能な範囲で記入すること。